

地下水採取規制地域の指定

平成七年十月一日
宮城県告示第千四十五号

公害防止条例(昭和四十六年宮城県条例第十二号)第五十一条第一項の規定により、次の地域を地下水採取規制地域として指定する。

地下水採取規制地域

東日本旅客鉄道東北本線(陸前山王駅から宮城野駅を経由して長町駅に至るものをいう。)と広瀬川左岸との交点を基点とし、同所から同東北本線を北東に進み、七北田川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北西に進み、県道仙台松島線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み、砂押川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進み、多賀城市道東田中八幡線との交点に至り、同所から同市道を南進し、県道塩釜亘理線との交点に至り、同所から同県道を南進し、県道仙台塩釜線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み、臨港道路西幹線との交点に至り、同所から同臨港道路を南東に進み、臨港道路中央幹線との交点に至り、同所から同臨港道路を西進し、臨港道路中野幹線との交点に至り、同所から同臨港道路を南進し、県道塩釜亘理線との交点に至り、同所から同県道を南進し、七北田川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を東進し、仙台市道岡田蒲生線との交点に至り、同所から同市道を南進し、仙台市道蒲生東中通線との交点に至り、同所から同市道を南進し、仙台市道岡田蒲生線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、仙台市道南蒲生下水処理場一号線との交点に至り、同所から同市道を西進し、仙台市道赤沼一号線との交点に至り、同所から同市道を南進し、仙台市道赤沼南平堀線との分岐点に至り、同所から同市道を南西に進み、仙台市道藤田東線との分岐点に至り、同所から同市道を南西に進み、仙台市道藤田二木線との分岐点に至り、同所から同市道を南西に進み、仙台市道門暮東山線との交点に至り、同所から同市道を西進し、県道井土長町線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み、仙台市道若林三橋線との分岐点に至り、同所から同市道を北西に進み、仙台市道若林堤防線との分岐点に至り、同所から同市道を北西に進み、基点に至る線で囲まれた区域並びに塩竈市のうち仙塩広域都市計画(平成七年宮城県告示第八百九十三号)において定められた工業地域、準工業地域及び塩竈市道新浜大通線に隣接する商業地域の区域(この告示に用いた路線名、都市計画用途地域等は、平成七年十月一日現在のものである。)